

●————— 保険医療機関・健診専門機関等の皆様へ —————●

# 特定健康診査・特定保健指導機関 の登録のご案内

●—————

「高齢者の医療の確保に関する法律」により、20年4月から医療保険者は、40歳～74歳の加入者(被保険者及び被扶養者)に対して特定健康診査及び特定保健指導(以下「特定健診等」という。)を実施することが義務付けられることになりました。医療保険者から委託を受けて特定健診等を実施する機関は、医療保険者の統一的な事務管理のため、特定健康診査・特定保健指導機関(以下「健診等機関」という。)としての登録が必要となります。

登録された健診等機関には「健診等機関コード」が付番され、契約する医療保険者に対し特定健診等費用の請求が可能となります。





# おたずねに答えて

## 1 登録は、何を、どこへ、いつまでに申請すればよいのか。

健診等機関の登録は、社会保険診療報酬支払基金がその事務を行うこととなりました。登録に際しては、所定の届出用紙に必要事項を記入の上、健診等機関の所在する都道府県の支払基金支部へ提出してください。

支払基金支部は19年9月以降、随時受け付けています。

**受付時間** 9:00～17:00(土日、祝日を除く)

\*郵送の場合は、個人情報保護の観点から書留等確実な方法で送付してください。

## 2 届出書は、どこでもらえるのか。

届出に係る所定の様式用紙は、支払基金のホームページからダウンロードできます。また、最寄りの支払基金支部においても用意しています。

\*支払基金のホームページ <http://www.ssk.or.jp>

## 3 健診等機関として登録するためには登録費用がかかるのか。

登録は、無料です。

## 4 保険医療機関だが、健診等機関コードは新たに付番されるのか。

保険医療機関の場合は、既に医療機関コードが付番されていますから、そのコードが健診等機関コードになります。

なお、機関コードは10桁になっています。保険医療機関の場合、先頭の2桁が「都道府県番号(01～47)」、次の1桁が機関区分コード「1」となり、その後に医療機関コードの7桁が入ります。

保険医療機関以外の場合は、健診等機関コードを新たに付番します。

保険医療機関とそれ以外の機関では、届出の様式が異なりますから、ご注意ください。

## 5 保険医療機関だが、特定健康診査も特定保健指導も両方実施したいが、その場合の届出書は2枚必要となるのか。

届出書は1枚で足りります。届出書の機関種別欄の「ア 特定健診機関」及び「イ 特定保健指導機関」の両方の□(四角)枠内にチェックを付して提出してください。

## 6 保険医療機関以外の健診等機関だが、届出書を支払基金へ提出後、健診等機関コードは連絡されるのか。

届出受理後、支払基金において付番した健診等機関コードは、支払基金支部から「決定通知書」により連絡します。

## 7 届出書の内容は、どこかに公開されるのか。

医療保険者の契約等に当たっての参考となるよう、届出書の欄外に記載しているとおり、登録する健診等機関の同意を得たものとして、基本となる情報(①健診等機関コード、②機関名、③所在地、④HPアドレス、⑤経営主体)を、支払基金ホームページに公開します。

## 8 健診等機関としてのホームページを開設していないが、差し支えないか。

健診等機関は、運営についての重要事項に関する規程を定め、その概要を医療保険者及び受診者が容易に確認できる方法(ホームページ上での掲載等)を通じて、幅広く周知する必要があるため、支払基金では届出を受けたホームページアドレスを公表することとしています。

自らホームページを開設していない場合は、所属する団体やグループ等どのホームページに掲載しても構いません。また、院内掲示も考えられます。(この場合、医療保険者及び受診者から規程の概要について照会があれば対応することが必要になります。)なお、国立保健医療科学院のホームページに無料の掲載場所が設けられていますので、その場を借りて重要事項に関する規程を公開することができ、その場合、届出書には国立保健医療科学院ホームページのアドレスを記入することになります。

\*国立保健医療科学院のホームページ <http://www.niph.go.jp>

## 9 特定健診等の実施に当たって、アウトソーシング基準など制度全般の検討状況を知りたい。

厚生労働省のホームページ「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き」にて公開されています。下記のURLをご参照ください。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/shakaihoshou/ryouseido01/Info03d.html>

